

不服申立て事案答申第 306 号

不服申立て事案諮問第 357 号

件名：特定の職員の状況についての不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、別表に掲げる部分を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 7 月 14 日付けで行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 8 月 1 日付けで行った不訂正決定の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 訂正請求の対象となった保有個人情報について

審査請求人は、令和 7 年 6 月 27 日付けで、訂正請求のあった保有個人情報開示請求を行った。D 課は同年 7 月 7 日付けで開示決定を行ったところ、審査請求人は本件保有個人情報について、別表のとおり訂正すべき旨を主張し、同月 14 日付けで訂正請求を行った。

(2) 不訂正とした理由について

訂正請求制度は、訂正請求に理由があると認められる場合に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。「職員 A の状況について」は、審査請求人の復職にかかる協議書類として D 課（当時）が審査請求人の復職のために利用する目的で作成し、E 課（当時）人事グループに提出したものである。当該文書は、審査請求人の状況について、作成者が審査請求人や課内の職員から聴取した内容等をもとに復職にかかる協議のために必要な範囲で要約して記載したものであり、聴取した内容をすべて記載する必要はなく、また、あえて事実でない内容を記載する理由もないことから、その記載内容は事実でないとは認められない。

また、仮に訂正請求に沿って修正したとしても、審査請求人は既に退職

しており、審査請求人の復職という過去の事実に影響を及ぼすものではなく、訂正することが利用目的の達成に必要な修正とは認められない。

よって、法第 92 条における「訂正請求に理由があると認めるとき」及び「訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」のいずれにも該当しないことから、不訂正としたものである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

ア 審査請求人が令和 7 年 6 月 27 日付けで行った保有個人情報開示請求に対して、処分庁は、本件保有個人情報を特定した上で、同年 7 月 7 日付けで保有個人情報開示決定を行った。

これを受けて、審査請求人は、同月 14 日付けで保有個人情報訂正請求を行い、処分庁は同年 8 月 1 日付けで本件処分を行った。

イ 審査請求人は、保有個人情報訂正請求書において、本件保有個人情報に記載された内容について、別表のとおりに訂正するよう求めている。

これを受けて、処分庁は、記載内容が事実でないと認められず、訂正することが利用目的の達成に必要なでないことが明らかであるとして不訂正決定をしている。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

ア 処分庁によれば、本件保有個人情報は、審査請求人の復職にかかる協議書類として D 課（当時）が審査請求人の復職のために利用する目的で作成し、E 課（当時）人事グループに提出したものであるとのことである。

一方で、審査請求人は、本件保有個人情報が公務災害事務にも利用されている旨主張している。

そこで、当審議会において事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、本件保有個人情報については、審査請求人の復職に係る事務のために作成されたものであり、当該事務には利用されていないとのことである。

また、本件保有個人情報について、当審議会において事務局職員を通じて処分庁に確認したところ、審査請求人の休職から復職にかけて追記する形で作成されており、審査請求人の復職のために利用した時点で追記を終えているとのことである。そして、当該協議を経て、審査請求人は復職をしているとのことである。

そうであるならば、本件保有個人情報が、審査請求人の復職のために作成されたものであるとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点

は見当たらない。

イ そして、処分庁によれば、本件保有個人情報、審査請求人の状況について、作成者が審査請求人や課内の職員から聴取した内容等をもとに復職にかかる協議のために必要な範囲で要約して記載したものであり、聴取した内容をすべて記載する必要はなく、また、あえて事実でない内容を記載する理由もないことから、その記載内容は事実でないとは認められず、不訂正決定をしたとのことである。

当審議会において検討したところ、復職の協議のために必要な情報を作成者が要約して記載することは、作成者の職務上の裁量の範囲内というべきであり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現が用いられていたとしても、法第 92 条の訂正義務を生じさせるものではないと考えられる。したがって、本件保有個人情報に審査請求人が求める内容を追加記述又は訂正しなかったとしても、その記載内容に不備があったとは考えられないことから、本件保有個人情報が明らかに事実ではないとは認められない。

ウ よって、本件保有個人情報を訂正する必要は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

職員 A の状況について

別表

訂正請求の対象となった保有個人情報	訂正内容
職員 A の状況についてのうち、 1 頁 11 行目の部分	特定内容 I
職員 A の状況についてのうち、 1 頁 12 行目の部分	特定内容 J
職員 A の状況についてのうち、 1 頁 14 行目の部分	特定内容 K
職員 A の状況についてのうち、 1 頁 32 行目の部分	特定内容 L

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 10 . 14	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 11 . 14	審査請求人からの反論書の写しを処分庁から受理
8 . 6 . 17	審査請求人からの主張書面を受理
8 . 6 . 22 (第 262 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
8 . 7 . 13 (第 263 回審議会)	審議
8 . 8 . 24	審査請求人からの主張書面を受理
8 . 9 . 14 (第 265 回審議会)	審議
8 . 9 . 29	答申